

公益社団法人日本看護協会 専門看護師制度規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）が実施する専門看護師制度は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上を図ることを目的とする。

2 この規程は、本会が実施する専門看護師制度について、必要な事項を定める。

(協議会)

第2条 他の看護関係の組織との協議会を別に設ける。協議会の運営方法等は、常務理事会において決定する。

第2章 定義

(専門看護分野)

第3条 専門看護分野とは、変化する看護ニーズに対して、独立した専門分野として知識及び技術に広がりと深さがある看護分野として、別表に定めたものをいう。

2 前項の専門看護分野を定めるときには、会長は専門看護師制度委員会に諮問する。

3 専門看護分野は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

(1) 既に専門看護分野の教育課程が現存し大学院等で実施されているもの。なお、教育課程については日本看護系大学協議会又はそれと同等以上の組織が提言しているもの。

(2) 専門看護分野の教育を修了し、専門看護師の受験資格を満たしている者が現時点で3名以上、臨床専門分野（地域を含む）で実践していること。

(専門看護師)

第4条 専門看護師とは、本会専門看護師認定審査に合格し、ある特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者をいい、次の各号の役割を果たす。

(1) 専門看護分野において、個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する。(実践)

(2) 専門看護分野において、看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う。(相談)

(3) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネートを行う。(調整)

(4) 専門看護分野において、個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図る。(倫理調整)

(5) 専門看護分野において、看護者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす。(教育)

(6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行う。(研究)

2 専門看護師は、前項で定める役割を果たすため、自ら進んでその能力の開発及び向上を図り、これを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

第3章 専門看護師制度委員会

(設置)

第5条 会長の諮問機関として、専門看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設置する。制度委員会に対する諮問事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 専門看護師制度の実施及び改善のための検討

(2) 専門看護分野の特定に関する審議

(3) その他会長が諮問した事項

(構成)

第6条 制度委員会は、委員10人程度で組織する。

- 2 制度委員会の委員は、理事会が選任する。任期中の委員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告する。

(任期)

第7条 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を超えて就任することはできないものとする。

- 2 前任者の死亡又は辞任等により前任者の任期途中で就任した委員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 制度委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第9条 制度委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、制度委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 制度委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 4 制度委員会は、原則として非公開とする。
- 5 委員長は、必要と認めたときは制度委員会に諮り、参考人に会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録の作成及び審議結果の報告)

第10条 制度委員会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 制度委員会は、審議の概要及びその結果を総会に報告しなければならない。

第4章 審査会及びワーキンググループ

(設置)

第11条 専門看護師制度を運営するにあたり、有識者により構成される審査会を設置する。

- 2 前項の審査会は、次の各号について審議する
 - (1) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の審査に関すること
 - (2) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の実施に関すること

(構成)

第12条 専門看護師審査会は、10人程度の構成員で組織する。

- 2 専門看護師審査会は、専門看護分野ごとに選任された者により組織する。
- 3 審査会の構成員は、理事会が選任する。任期中の構成員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告をする。
- 4 審査会の構成員の氏名は、在任中非公開とする。

(任期)

第13条 審査会の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を越えて就任することはできないものとする。

2 前任者の死亡又は辞任等により前任者の任期途中で就任した構成員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

(議長及び副議長)

第14条 審査会には、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、構成員の互選により選出する。

3 議長は、会務を総括する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第15条 審査会は、必要に応じ、議長が招集する。

2 審査会の決議は、構成員の過半数が出席し、出席者の3分の2以上をもって決する。

3 審査会は、非公開とする。

(議事録の作成及び審議結果の報告)

第16条 審査会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、非公開とする。

3 審査会は、審議の概要及びその結果を会長に報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

第17条 審査会の業務を補佐するため、審査会の下にワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループの業務内容は、非公開とする。

3 ワーキンググループのメンバーは、審査会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

4 ワーキンググループのメンバーの氏名は、在任中非公開とする。

第5章 専門看護師の認定等

(認定審査の申請)

第18条 次に掲げる要件を満たしている者は、認定審査を受けることができる。

(1) 日本国の看護師免許を有すること

(2) 所定の教育を修了していること（以下の条件のいずれかを満たす者であること）

イ 看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位を取得した者。なお、看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位に満たない者は、必要単位をさらに取得するものとする。

ロ 看護学以外の関連領域の大学院等を修了した者で、イにおいて必要単位をさらに取得した者

ハ 外国においてイまたはロと同等以上の教育を受けたと認められる者

(3) 看護師免許を取得後、通算5年以上の実務研修を受けており、そのうち通算3年以上は特定の専門看護分野における実務研修であること。

(4) 前号の研修については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める基準を満たしていること。

2 日本看護系大学協議会に認定された専門看護師教育課程以外の修士課程修了者は、前項に定める専門看護師認定審査の前に教育要件についての受験資格審査を受けることができる。

3 認定審査を受ける者（以下「受験者」という。）は、専門看護師審査会に対し、専門看護師審査会が定める申請書類を専門看護分野ごとに提出しなければならない。

4 受験者は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。

5 前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費

用は受験者の負担とする。

(審査)

第19条 専門看護師審査会は、受験者に対し毎年1回審査を実施する。

2 前項で定める審査において筆記試験を実施した場合には、試験問題について公表する。筆記試験問題以外の事項の公表等については、専門看護師審査会が別に定める。

(認定)

第20条 専門看護師審査会は、審査に合格した者を専門看護師として認定する。

2 専門看護師審査会は、専門看護師として認定した者を会長に報告する。

3 専門看護師として認定を受けた者は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。

4 前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は受験者の負担とする。

5 専門看護師として認定を受けた者が第3項の認定料を納入した場合には、会長は、この者を専門看護師名簿に登録し、本会公式ホームページにおいて公表する。

6 専門看護師としての資格は、会長が専門看護師名簿に登録した日（以下この章において「名簿登録日」という。）から取得する。

7 前項で定める資格の有効期間は、名簿登録日から5年経過した日が属する年の12月末日までとする。

(認定証)

第21条 会長は、専門看護師名簿に登録した専門看護師に対して、認定証を交付する。

(認定更新)

第22条 専門看護師は、その能力の維持向上を図るため、資格の有効期間満了前に認定更新を受けなければならない。ただし、専門看護師審査会が病気その他やむを得ない理由があると認める者については、最大で3回まで第20条第7項で定める資格の有効期間を1年間延長することができる。

2 前項但書により資格の有効期間の延長を認めた場合には、専門看護師審査会は、延長を認めた者を会長に報告する。

3 第1項の認定更新を受けるには、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 申請時において、専門看護師であること

(2) 申請時において、過去5年間に研究業績等があること

(3) 前号の実績に関する事項については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める。

4 認定更新を受けようとする専門看護師は、専門看護師審査会に対し、申請書類を専門看護分野ごとに提出しなければならない。

5 認定更新を申請する専門看護師は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。

6 前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である専門看護師の負担とする。

(認定更新の審査等)

第23条 認定更新に関する審査は、毎年1回実施する。

2 専門看護師審査会は、審査を経て専門看護師の認定更新を認めるものとする。

3 専門看護師審査会は、認定更新を認めた者を会長に報告する。

4 認定更新が認められた専門看護師は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。

5 前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である専門看護師の負担とする。

6 専門看護師が第4項の認定料を納入した場合には、会長は、専門看護師名簿を更新するとともに、新たな認定証を交付する。

(資格喪失)

第24条 専門看護師が、次のいずれかに該当する場合には、専門看護師の資格を喪失する。

- (1) 専門看護師の資格を辞退したとき
- (2) 日本国の看護師免許を失ったとき
- (3) 認定更新を受けなかったとき

(取消し)

第25条 専門看護師としてふさわしくない行為があった場合には、制度委員会及び専門看護師審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他必要な処分を行うことができるものとする。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては、常務理事会が別に定める。

(再認定)

第26条 専門看護師が、資格の喪失後に再び認定を受けようとする場合には、審査等について認定更新に関する規定(資格要件のうち専門看護師であることを除く。)を準用する。この場合において、「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(制度の見直し)

第27条 本会は、専門看護師制度の運用等について、原則として5年ごとに必要な見直しを行うものとする。

(補則)

第28条 この規程に定めるもののほか、専門看護師制度の実施に必要な事項は、常務理事会において別に定める。

(改正)

第29条 この規程における変更は、理事会の決議により行われなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成7年11月10日から施行する。
- 1 この規則は、平成11年7月9日改正
- 1 この規則は、平成15年5月20日改正
(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護士を看護師に変更)
- 1 この規則は、平成16年2月6日改正
(第3条 倫理調整を追加)
- 1 この規則は、平成17年2月4日改正
(第19条を改正)
(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)
- 1 この規則は、平成19年4月20日改正
(第19条を改正)
(実務経験、経験を実務研修に変更し、条文整理)
- 1 この規則は、平成20年5月19日改正
(第24条3項 「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この規則は、平成21年2月6日改正
(第12条 再認定を追加)

(第19条を改正し、条文整理)

(専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間を「1年以上」から「6か月以上」に変更)

(第29条3号を追加)

(第8章「専門看護師の再認定」第31条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)

- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成24年2月23日から施行する。
(第19条第3号イ 専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間「6か月以上」を削除)
- 1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。
(第19条1号・3号、第27条1号、第29条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更)
- 1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。
(第30条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める)を追加
(第32条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)
- 1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。
- 2 第24条第4項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた専門看護師認定証については、その有効期間を2021年3月末日までとする。
- 3 第24条第4項の規定にかかわらず、2021年1月1日から同年3月31日までの間に交付された専門看護師認定証の有効期間は、2025年12月末日までとする。
- 4 第26条の規定にかかわらず、前項に規定する専門看護師認定証の交付を受けた専門看護師は、2025年12月末日までに認定を更新しなければならない。
- 1 この規程は、2024年11月28日に改正し、2025年4月1日から施行する。
(専門看護師規程および専門看護師細則を統合(細則廃止)し、専門看護師制度規程とする)

専門看護分野一覧（14分野）

専門看護分野名	
日本語名	英語名
精神看護	Psychiatric Mental Health Nursing
がん看護	Cancer Nursing
地域看護	Community Health Nursing
老人看護	Gerontological Nursing
小児看護	Child Health Nursing
母性看護	Women 's Health Nursing
慢性疾患看護	Chronic Care Nursing
急性・重症患者看護	Critical Care Nursing
感染症看護	Infection Control Nursing
家族支援	Family Health Nursing
在宅看護	Home Care Nursing
遺伝看護	Genetics Nursing
災害看護	Disaster Nursing
放射線看護	Radiological Nursing